

人権問題に関する市民意識調査 調査票(案)懸案事項

| 項目番号 | 発生日 | 提案者 | 区分 | 該当箇所 | 内容 | 理由 | 懸念事項 |
|------|-------|-----|----|----------------|---|--|--|
| 1 | 7月17日 | 事務局 | 提案 | 問16 | 問16に以下質問を追加する。 あなたは学校以外の場で、差別や人権に関する研修を受けたことがありますか。(○はいくつでも) ①地域や民間団体 ②職場の研修 ③行政主催の講座 ④その他(具体的に:) ⑤受けたことがない | 学校以外にも研修の機会を設けている自治体、企業、団体はさまざまあり、それらの整理や強化が必要な場合は、今後の計画に盛り込む必要があると考えられるため。 | 質問が増え回答者の負担になる可能性がある。講座を受けたから人権意識が高くなるのではなく、人々人権意識が高いから講座を受けた可能性がある。 |
| 2 | 7月17日 | 事務局 | 相談 | 問18 ① | 性別の記載方法について。 現在「3.その他・いずれでもない」としている。「答えたくない」とする案もあるが、「答えたくない」を選択した方は属性が不明であるため、性差比較のデータとしては使用できない。 | 答えたくないを選択肢に入れることで、意識を誘導してしまう可能性がある。調査回答の提出割合が2~3割程度の中、有効回答数を増やしたいため、あえて「3.その他・いずれでもない」としているが是非を問いたい。 | 答えたくないという方への配慮。(配慮するため、問18設問に※印で注釈をつけ、調査の意図を説明しています。) |
| 3 | 7月17日 | 事務局 | 相談 | 用語集 | 用語集のボリューム感について。 現在の説明で理解しやすいかご意見いただきたい。 | 市民に理解しやすい調査票とするため。 | 説明が長いと読みづらく、頭に入りにくいことが懸念される。 |
| 4 | 8月5日 | 委員 | 意見 | 調査票(案)全体 | 前回調査(13ページ)より今回調査(18ページ)はボリュームが増している。ボリュームが増していると回答率の低下につながると思う。 | | |
| 5 | 8月5日 | 委員 | 質問 | 調査票(案)全体 | 前回調査と比較して、案では内容が大きく変わっているが、今回の調査の目的を確認したい。 | | |
| 6 | 8月5日 | 委員 | 意見 | 問1, 3, 9 | 他の問より選択肢が少なく、「どちらともいえない」が無いため、回答し難い。 | | |
| 7 | 8月5日 | 委員 | 提案 | 慣習や文化について | 問3に項目を追加 ⑦大安や仏滅などの六曜にこだわる | 伝統慣習意識を知るため | |
| 8 | 8月5日 | 委員 | 提案 | 憲法で決められた権利について | 問4に項目を追加 ⑦だれもが幸せになる(幸福追求権) | | |
| 9 | 8月5日 | 委員 | 提案 | - | ご自宅周辺の施設に関するご質問について 問 あなたのお住まいの近くに、次のような社会的に必要な施設が建設されることを知った時、あなたはどのような対応をされますか。 ①特別養護老人ホーム ②精神障がいのある人の施設や病院 ③韓国学校・朝鮮学校 ④ひきこもりや不登校の若者を支援する施設 ⑤身体に障がいのある人の施設や作業所 ⑥インターナショナルスクール ⑦刑を終え、出所した人の更生保護施設 ⑧知的障がいのある人の施設 | 忌避意識について分析するため | |

| 項目番号 | 発生日 | 提案者 | 区分 | 該当箇所 | 内容 | 理由 | 懸念事項 |
|------|------|-----|----|-----------------|--|--|------|
| 10 | 8月5日 | 委員 | 提案 | - | <p>携帯電話やインターネットによる人権侵害について</p> <p>【問】携帯電話やスマートフォン、パソコン、インターネットのように消すことが難しい方法で書き込みなどがあった場合、または、次のような状況について「問題だ」と思われますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被差別部落(同和地区)や被差別部落(同和地区)の人を差別するような書き込み ②障がいのある人や外国人などに対する差別を助長したり、偏見やマイナスイメージを広げたりする書き込み ③名前、電話番号、住所、メールアドレスなど、個人を特定できる情報を流出させる書き込み ④他人に知られたくない写真、動画などの掲載 ⑤児童の裸の写真の掲載や、相手が嫌がる性的なメールなどの送受信 ⑥犯罪を誘発させるマッチングアプリ(出会い系サイト)の存在 ⑦掲示板やSNSのブログなどでの悪口有害なホームページの存在や悪徳商法によるインターネットでの取引被害、フィッシング詐欺など ⑧他人への誹謗中傷や差別的な表現の掲載 | インターネット上の差別は増大・悪質化している現実は深刻。それを直視し解決策を考える上でも、引き続き必要 | |
| 11 | 8月5日 | 委員 | 提案 | 部落差別(同和地区)について | <p>部落差別(同和地区)について</p> <p>問10 表記を被差別部落(同和地区)とする</p> <p>□</p> | | |
| 12 | 8月5日 | 委員 | 提案 | 部落差別(同和地区)について | <p>設問を追加する</p> <p>問13を挿入</p> <p>部落差別(同和地区)の解決に対する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同和地区の人の問題だから、自分には関係がない ②自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせる ③自分も解決に向けて、何らかの努力をする ④そつとておけば自然になくなる | 部落差別(同和地区)の解決に展望をもって取り組むことは不可欠なので、引き続き必要 | |
| 13 | 8月5日 | 委員 | 提案 | 人権に関する法律や取組について | <p>問17にの項目を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ①世界人権宣言 ②同和対策審議会答申 ③アイヌ民族支援法 ④岸和田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度 ⑤こども基本法 | 人権に関する法律などの理解から岸和田市の教育・啓発の効果を検証するため | |
| 14 | 8月5日 | 委員 | 提案 | 表記について | 同和問題を部落差別問題(同和地区) 同和地区を被差別部落(同和地区)とする | 同和問題とは、部落問題に対応する行政用語。行政によって認められた限りでの部落問題である。また法務省の国内における人権課題の項目には「部落差別(同和地区)」としている。なお、「部落差別解消推進法」と法律名に「部落差別」を用いている | |